



企業としての防災備蓄の義務は？ 安全の配慮は大丈夫でしょうか？

現状
では

企業の防災備蓄は努力義務です

2011年の東日本大震災や2018年の大阪地震など、島国である日本は地震をはじめ、大災害に見舞われるリスクは決して少なくありません。
労働契約法では「防災品の備蓄義務」を企業に課している訳ではありません。

大阪府の条例は？ 企業の防災備蓄を努力義務として定めています。

【大阪府：事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン（第2章 平常時の取組み）】



とはいえ

企業には安全義務が課せられています

2008年3月より施行された労働契約法の第5条には、労働者の安全配慮について下記のように記されています。

【使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする】

防災備蓄品を社内に常備することで、地震や水害といった様々な災害から従業員の安全を守ることにつながります。今日、防災グッズの備蓄は企業にとって必須といえます。

従業員
1人
あたり

防災備蓄は最低でも 3 日分



飲料水 1日3L × 3日間で

食料 1日3食 × 3日間で

9L

9食

×

従業員の
人数分



これらは努力義務のために、遵守しなくとも企業側に罰則はありません。しかし、万が一に備えた従業員の安全確保や安全配慮の観点からも、災害時に従業員全員が数日間は最低限の避難生活ができる量の防災グッズを備えておきたいですね。

キンパイ商事株式会社
www.kinpai.jp

■ 本社 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号14F
■ 名古屋支店 〒452-0845 名古屋市西区中沼町14番地
■ 福岡支店 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目2番26号

TEL(06)6396-6451(代表) FAX(06)6396-6457
TEL(052)504-4471 FAX(052)504-4506
TEL(092)472-2871 FAX(092)472-2875